

産科医療確保事業による特殊勤務手当に関する要項

〔平成21年11月19日〕
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年岡大規則第14号）第35条の規定に基づき、平成21年度から開始された厚生労働省産科医療確保事業に基づいて、本学職員に特殊勤務手当を支給する場合に必要な事項を定める。

(種類)

第2条 厚生労働省産科医療確保事業に基づき支給する特殊勤務手当は、分娩取扱手当及び後期研修医手当とする。

(分娩取扱手当の支給要件、支給額)

第3条 分娩取扱手当は、岡山大学病院において分娩業務に従事した医師（岡山大学病院産科婦人科又は周産母子センター所属の医師で、分娩業務1件につき1名に限る。）に支給する。

2 分娩取扱手当の額は、該当分娩1件につき10,000円とする。

(後期研修医手当の支給要件、支給額)

第4条 後期研修医手当は、国立大学法人岡山大学非常勤職員就業規則（平成16年岡大規則第12号）第10条に基づく同規則別表第1に定める医員（レジデント）のうち岡山大学病院産科婦人科又は周産母子センター所属の医師として在職する者に支給する。

2 後期研修医手当の額は、1名につき月額50,000円とする。

(支給)

第5条 厚生労働省産科医療確保事業による特殊勤務手当は、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号）第28条及び非常勤職員就業規則第27条に定める特殊勤務手当の例により支給する。

(雑則)

第6条 この要項の実施に際し必要な事項は、別に学長が定める。

附 則

1 この要項は、平成21年11月19日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

2 この要項は、厚生労働省産科医療確保事業が終了し、この事業に基づく特殊勤務手当の支給が完了した日にその効力を失う。